

- 一、本会ハ旧江戸町奉行組ノ者往時ノ交誼ヲ維持シ、将来疎遠ナカラン為ニ設クルモノトス。故ニ当時ノ家長及其子孫タルモノハ男女ヲ別タス職業ヲ問ハズ、会員タラン事ヲ希望ス。
- 組筋出身ノ者、又ハ旧勤向縁故アル者モ亦会員タル事ヲ得。
- 一、本会ハ旧事ノ紀念ヲ表シテ南北会ト称ス。
- 一、本会ハ会員ノ業務繁忙ト住居遠隔トヲ以テ時々会同ヲナサス、毎年一回東京ニ於テ開クモノトス。但会員ノ申合ニ依リ若クハ幹事ノ意見ヲ以テ年始又ハ臨時懇親会ヲ開ク事アルベシ。
- 一、在京会員ハ会費トシテ毎月金拾五銭宛出金ヲ要ス。但常会費總会費共含ス。
- 一、前条会費ハ毎月若クハ隔月集金人ヲ出ス。尤モ数月分取纏メ出スコトハ各自適宜トス。
- 一、地方会員ハ毎年一月中ニ常会費金參拾銭幹事方ヘ送附シ、總會出席ノ節ハ其会費持参ヲ要ス。
- 一、本会ニ係ルー一切ノ収支決算ハ毎年總會ニ於テ報告シ、其残余ハ郵便貯金又ハ銀行ヘ預ケ置クベシ。
- 一、会員ノ異動報告便宜ノ為、名簿ヲ製ス。会員ハ其転居等速ニ幹事ヘ報告スベシ。
- 一、会員死去ノ時ハ親族等ヨリ速ニ幹事ニ報告スベシ。幹事ハ直ニ全会員ニ通知シ、且会員一名ニ付金十銭ノ割ヲ以テ香料相贈リ、右領収書ハ次会ニ於テ報告スベシ。
- 一、会員火災ニ罹リタルトキハ、幹事ハ直ニ訪問ヲナシ、会員壹名ニ付金弍銭ヲ標準トシ、物品若クハ金員ヲ贈与シテ慰問ノ意ヲ表スベシ。
- 一、会員ハ会日ニ家族ヲ同行スルハ随意タルベシ。尤モ酒食料ハ一名毎ニ之ヲ要ス。
- 一、幹事ハ年々在京会員中ヨリ五名ヲ会日投票ヲ以テ撰定シ、後会マテノ事務ヲ担当セシム。
- 一、入会ヲ望ム者ハ会員ノ紹介ヲ以テ幹事ニ申込ムベシ。
- 一、此規約ハ会員二十名以上ノ請求アル時ハ總會ヲ開キ協議更正スル事アルベシ。

明治三十五年一月改

幹事	谷村正養
	高橋正法
	安藤親枝
	仁杉英
	日向野通宝